

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	国民健康保険法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新宮町は、国民健康保険法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

福岡県新宮町長

公表日

令和2年7月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険法に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法及び地方税法に基づき、国民健康保険の資格管理、給付、保険税の賦課及び徴収等を行う。</p> <p>国民健康保険法、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答</p> <p>②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証等の各種証明書の交付・再交付・返還受理</p> <p>③保険給付の支給</p> <p>④保険医療機関等への一部負担金に係る措置</p> <p>⑤保険給付の一時差止め</p> <p>⑥徴収に係る納税通知書、納付書(納入書)及び課税明細書等の通知書の発行</p> <p>⑦証明書等の発行</p> <p>⑧口座登録</p> <p>⑨滞納整理に係る個人の特定及び管理</p> <p>⑩督促状の発送</p> <p>⑪地方税法の規定する国税徴収法に基づく滞納処分</p> <p>⑫地方税法に基づく他市区町村宛の通知書や税務署等の通知書の発行</p> <p>⑬保健事業にかかる事務</p> <p>⑭オンライン資格確認等システム稼働に向けた資格履歴管理事務及び機関別符号の取得等事務</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、宛名・納付台帳システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル、給付情報ファイル、収納情報ファイル、滞納管理情報ファイル、宛名情報ファイル、統合宛名ファイル、市区町村被保険者ID連携ファイル、資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1 番号法第9条第1項 別表第一の第16,30の項</p> <p>2 番号法第9条第2項</p> <p>3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 別表第一省令第16,24条</p> <p>4 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p><情報照会事務></p> <p>1 番号法第19条第7号 別表第二の第27,42,43,44,45の項</p> <p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 別表第二省令第20,25,26条</p> <p><情報提供事務></p> <p>1 番号法第19条第7号 別表第二の第1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,43,46,58,62,80,81,87,88,93,95,97,106,109,120の項</p> <p>2 別表第二省令第2,3,4,5,19,20,22,25,33,43,46,49,53条</p> <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <p>1 番号法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためでなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</p> <p>2 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民課
②所属長の役職名	住民課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	新宮町総務課 庶務係 福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜一丁目1番1号 092-962-0231 (内線214)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	新宮町住民課 保険年金医療担当 福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜一丁目1番1号 092-962-0231 (内線171)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月1日	I-1 ②事務の概要	-	⑬保健事業にかかる事務	事後	法改正による利用範囲の拡大のため
平成29年3月1日	I-1 ③システムの名称	国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、宛名・納付台帳システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、宛名・納付台帳システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、次期国保総合システム、国保情報集約システム	事前	平成30年度に実施される国民健康保険制度改正に向けての見直し
平成29年3月1日	I-3 法令上の根拠	1 番号法第9条第1項 別表第一の第16,30の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令 で定める事務を定める命令 別表第一省令第16,24条	1 番号法第9条第1項 別表第一の第16,30の項 2 番号法第9条第2項 3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令 で定める事務を定める命令 別表第一省令第16,24条	事後	適用条項の整理のため
平成29年3月1日	I-4 ②法令上の根拠	<情報提供事務> 1 番号法第19条第7号 別表第二の第1,2,3,4,5,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,43,46,58,62,80,87,93,97,106,109,120の項	<情報提供事務> 1 番号法第19条第7号 別表第二の第1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,43,46,58,62,80,81,87,88,93,95,97,106,109,120の項	事後	適用条項の整理のため
平成30年8月1日	I-5. ②所属長の役職名	住民課長 阿部 智起	住民課長	事後	
平成30年8月1日	I-8. 連絡先	(内線171)	(内線173)	事後	変更項目整理のため
平成30年8月1日	II-1. いつの時点の計数か	平成27年5月1日 時点	平成30年8月1日 時点	事後	
平成30年8月1日	II-2. いつの時点の計数か	平成27年5月1日 時点	平成30年8月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	I-8. 連絡先	(内線173)	(内線171)	事後	変更項目整理のため
令和1年6月28日	II-1. いつの時点の計数か	平成30年8月1日 時点	令和1年5月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	II-2. いつの時点の計数か	平成30年8月1日 時点	令和1年5月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策		新規追加	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月1日	I-1 ②事務の概要	国民健康保険法に基づき、被用者保険の適用者以外の市町村の区域内に住所を有する者すべてを被保険者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行っている。また、国民健康保険事業に要する費用(好悪期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、世帯主から保険税を徴収している。 国民健康保険法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。	国民健康保険法及び地方税法に基づき、国民健康保険の資格管理、給付、保険税の賦課及び徴収等を行う。 国民健康保険法、地方税法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。	事後	
令和2年7月1日	I-1 ②事務の概要	-	「⑭オンライン資格確認等システム稼働に向けた資格履歴管理事務及び機関別符号の取得等事務」を追加	事後	オンライン資格確認等システム稼働に向けたPIA見直し
令和2年7月1日	I-1 ③システムの名称	次期国保総合システム	国保総合システム	事後	システム稼働による名称変更
令和2年7月1日	I-1 ③システムの名称	-	医療保険者向け中間サーバー等	事後	オンライン資格確認等システム稼働に向けたPIA見直し
令和2年7月1日	I-2 特定個人情報ファイル名	-	「市区町村被保険者ID連携ファイル、資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル」を追加	事後	オンライン資格確認等システム稼働に向けたPIA見直し
令和2年7月1日	I-3 法令上の根拠	-	「4 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項」を追加	事後	オンライン資格確認等システム稼働に向けたPIA見直し
令和2年7月1日	I-4 ②法令上の根拠	-	「<オンライン資格確認の準備業務> 1 番号法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためでなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 2 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項」を追加	事後	オンライン資格確認等システム稼働に向けたPIA見直し
令和2年7月1日	II-1. いつの時点の計数か	令和1年5月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年7月1日	II-2. いつの時点の計数か	令和1年5月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年7月1日	IV-8. 監査	[] 自己点検	[○] 自己点検	事後	